「准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
国空航第 824 号　平成 24 年３月 28 日(制定) 国空安政第 1903 号　令和７年 11 月 27 日(最終改正)	国空航第 824 号　平成 24 年３月 28 日(制定) 国空安政第 2888 号　令和７年３月 27 日(最終改正)
准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領 国土交通省航空局安全政策課	准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領 国土交通省航空局安全政策課
第１部 １．　～　２．　（略）	第１部 １．　～　２．　（略）
３．用語の定義 以下の用語が本要領で使用されており、それらは以下の意味である。 （略） PANS-TRG　：ICAO のドキュメント ANNEX 1 を補完するものであり、国際標準及び勧告方式（SARPs）の内容より詳細に、航空従事者に訓練を提供する組織に適用される実践的手順を指定するもの。 Upset Prevention and Recovery Training (UPRT) ：航空法施行規則別表第二に定める「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行」に係る訓練。	３．用語の定義 以下の用語が本要領で使用されており、それらは以下の意味である。 （略） PANS-TRG　：ICAOのドキュメントANNEX 1を補完するものであり、国際標準及び勧告方式（SARPs）の内容より詳細に、航空従事者に訓練を提供する組織に適用される実践的手順を指定するもの。 （新設）
第２部 ～　第４部　（略）	第２部 ～　第４部　（略）
第５部　准定期運送用操縦士の技能証明課程に関する細則 （略） １．学科教官 （１）　（略） （２）　（略） （３）UPRT は、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練」（令和７年 11 月 27 日国空安政第 1903 号）（以下「UPRT 通達」という。）に基づくものとし、UPRT 通達に基づく教育を実施する教官は、UPRT 通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たした者であること。	第５部　准定期運送用操縦士の技能証明課程に関する細則 （略） １．学科教官 （１）（略） （２）（略） （３）（新設）

「准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
２．実技教官 （１）（略） （２）（略） （３）UPRT 通達に基づく教育を実施する教官は、UPRT 通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たした者であること。 ３．　～　４．　（略） ５．教育の内容及び方法 (1)　教育計画 ①　学科教育 教育時間は６４０時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。加えて、UPRT については UPRT 通達 7.訓練内容に示す要件を満足するものでなければならない。 （略） ②　実技教育 1)　教育時間は技能審査を含め、実機による３５時間以上の飛行経歴、異常な姿勢の予防及び異常な横転姿勢からの回復（UPRT 通達 7.訓練内容の要件を満足するもの）、夜間飛行及び計器のみに依存した飛行を含む２４０時間以上の実機または模擬飛行による PF 及び ~~PNF（PM）~~ としての時間とする。 2)　～　3)　（略） (2)　「教育の内容及び方法」に係る審査の基準 （略）	２．実技教官 （１）（略） （２）（略） （３）（新設） ３．　～　４．　（略） ５．教育の内容及び方法 (1)　教育計画 ①　学科教育 教育時間は６４０時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。 （略） ②　実技教育 1)　教育時間は技能審査を含め、実機による３５時間以上の飛行経歴、横転姿勢からの回復、夜間飛行及び計器のみに依存した飛行を含む２４０時間以上の実機または模擬飛行によるPF及びPNF（PM）としての時間とする。 2)　～　3)　（略） (2)　「教育の内容及び方法」に係る審査の基準 （略）

「准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第６部　准定期運送用操縦士に対する型式限定変更課程に関する基準 （略） １．学科教官 （１）（略） （２）（略） （３）UPRT 通達に基づく教育を実施する教官は、UPRT 通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たした者であること。 ２．実技教官 （１）（略） （２）（略） （３）UPRT 通達に基づく教育を実施する教官は、UPRT 通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たした者であること。 ３．　～　４．（略） ５．教育の内容及び方法 (1)　教育計画 ①　学科教育 教育時間は２７時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。加えて、UPRT は UPRT 通達 7-2 模擬飛行装置等による訓練を含む UPRT に示す要件を満足するものでなければならない。 （略） ②　実技教育 1）　～　2）　（略） 3）　UPRTはUPRT通達7-2模擬飛行装置等による訓練を含むUPRTに示す要件を満足するものでなければならない。 (2)　「教育の内容及び方法」に係る審査の基準 （略）	第６部　准定期運送用操縦士に対する型式限定変更課程に関する基準 （略） １．学科教官 （１）（略） （２）（略） （３）（新設） ２．実技教官 （１）（略） （２）（略） （３）（新設） ３．　～　４．（略） ５．教育の内容及び方法 (1)　教育計画 ①　学科教育 教育時間は２７時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。 （略） ②　実技教育 1）　～　2）　（略） 3）（新設） (2)　「教育の内容及び方法」に係る審査の基準 （略）

「准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後

様式

C-7

ICAO MPL Data Collection Form

（略）

Final Check-Specific Manoeuvres (Flight Smulation Training Device)			
Specific Manoeuvres [8]	**Grade**	**Reason Codes**	**TRG**
（略）			（略）
4.Flight control malfunction (PM~~PNF~~) [**]			□
（略）			（略）
6.Late change of approach in IMC and autopilot ON (PM~~PNF~~) [***]			□
（略）			

（略）

MPL LINE CHECK - ICAO EVALUATION FORM

（略）

Enter one reason code for all grades 1 or 2				
TASK / PHASE OF FLIGHT	LEG 1 [ix] □PF/□~~PNF~~PM	LEG 2 [ix] □PF/□~~PNF~~PM	Reason Code	Comments
（略）				

（略）

i ～v　（略）

vi　A minimum of two sectors is required, one as PF and the other as ~~PNF~~PM. Enter the 4-letter ICAO code for the departure and arrival acrodromes.

改　正　前

様式

C-7

ICAO MPL Data Collection Form

（略）

Final Check-Specific Manoeuvres (Flight Smulation Training Device)			
Specific Manoeuvres [8]	**Grade**	**Reason Codes**	**TRG**
（略）			（略）
4.Flight control malfunction (PNF) [**]			□
（略）			（略）
6.Late change of approach in IMC and autopilot ON (PNF) [***]			□
（略）			

（略）

MPL LINE CHECK - ICAO EVALUATION FORM

（略）

Enter one reason code for all grades 1 or 2				
TASK / PHASE OF FLIGHT	LEG 1 [ix] □PF/□PNF	LEG 2 [ix] □PF/□PNF	Reason Code	Comments
（略）				

（略）

i ～ v　（略）

vi　A minimum of two sectors is required, one as PF and the other as PNF. Enter the 4-letter ICAO code for the departure and arrival acrodromes.

「准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
vii　～　xi　（略） 附則　（略）	vii　～　xi　（略） 附則　（略）

附　則（令和７年１１月２７日　国空安政第1903号）UPRT（Upset Prevention and Recovery Training）に関する改正

１．本要領は、令和７年１１月２７日から施行する。ただし、令和１０年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。